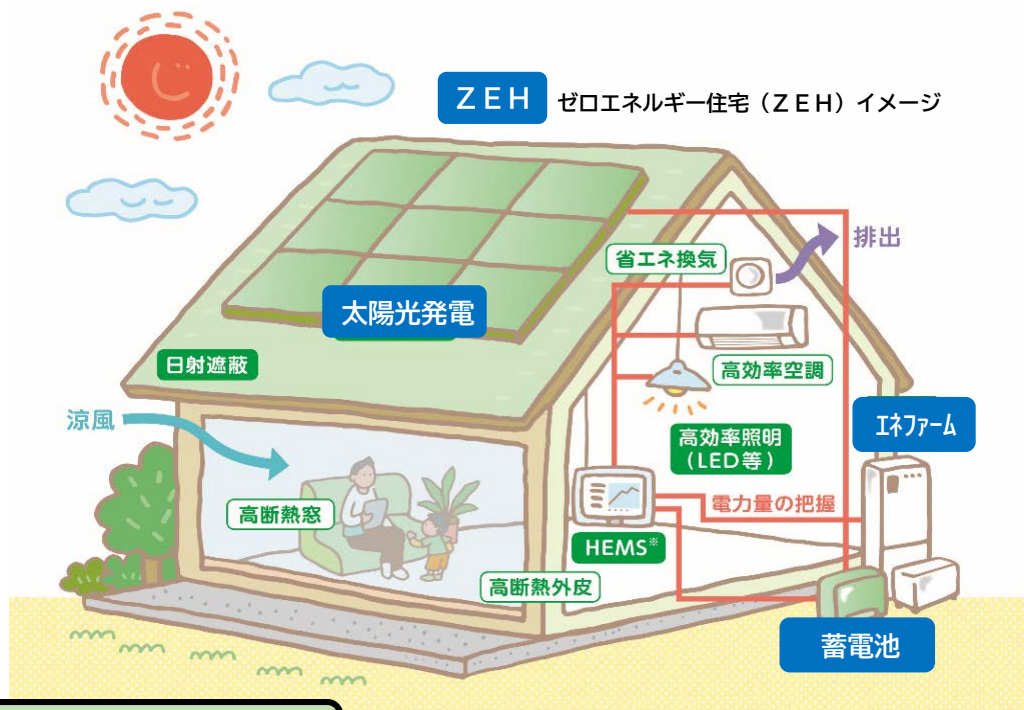


明石市家庭用脱炭素化設備導入支援補助金のご案内

住まいの省エネ・ゼロエネルギー化をすすめて、地球にやさしく、おトクに、快適にすごしませんか？ 今年度、家庭用燃料電池・蓄電池・太陽光発電システム・ZEHを導入した個人に対して補助を行います。



環境省 COOL CHOICE エコ住キャンペーン 断熱および水回りでCOOL CHOICEを元に作成

対象と補助金額

2024年4月1日から2025年3月10日までの間に導入される(※)

※上記の期間に、対象設備の導入(住宅の引き渡し)および支払いが完了し、必要書類の提出(必着)が必要

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ① 家庭用燃料電池 (エネファーム) 【既存住宅】 | 定額 2万円 |
| ② 家庭用蓄電池 【既存住宅】 | 1 kWhあたり 2万円 (上限 8万円) |
| ③ 太陽光発電システム 【既存住宅】 | 定額 6万円 |
| ④ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス) *①~③との重複申請不可 | 定額 15万円 |

募集期間

2024年7月1日(月) から2024年10月31日(木) (必着)

※**先着順**となります。予算額を上回る場合、受付終了をホームページでお知らせします。
進捗率(受付状況)は、市のホームページで随時公表します。

申請方法

- 導入済みの方も、今後導入予定の方も、対象期間内に導入される方が申請できます。
- 明石市ホームページ「家庭用脱炭素化設備導入支援事業」より「**補助金交付申請書**」をダウンロードしてください。

補助金応募申込書に必要事項記入の上、以下まで**郵送**により提出ください。

〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市環境産業局環境室環境創造課

朱書きで「**補助金交付申請書在中**」と明記してください。

補助要件

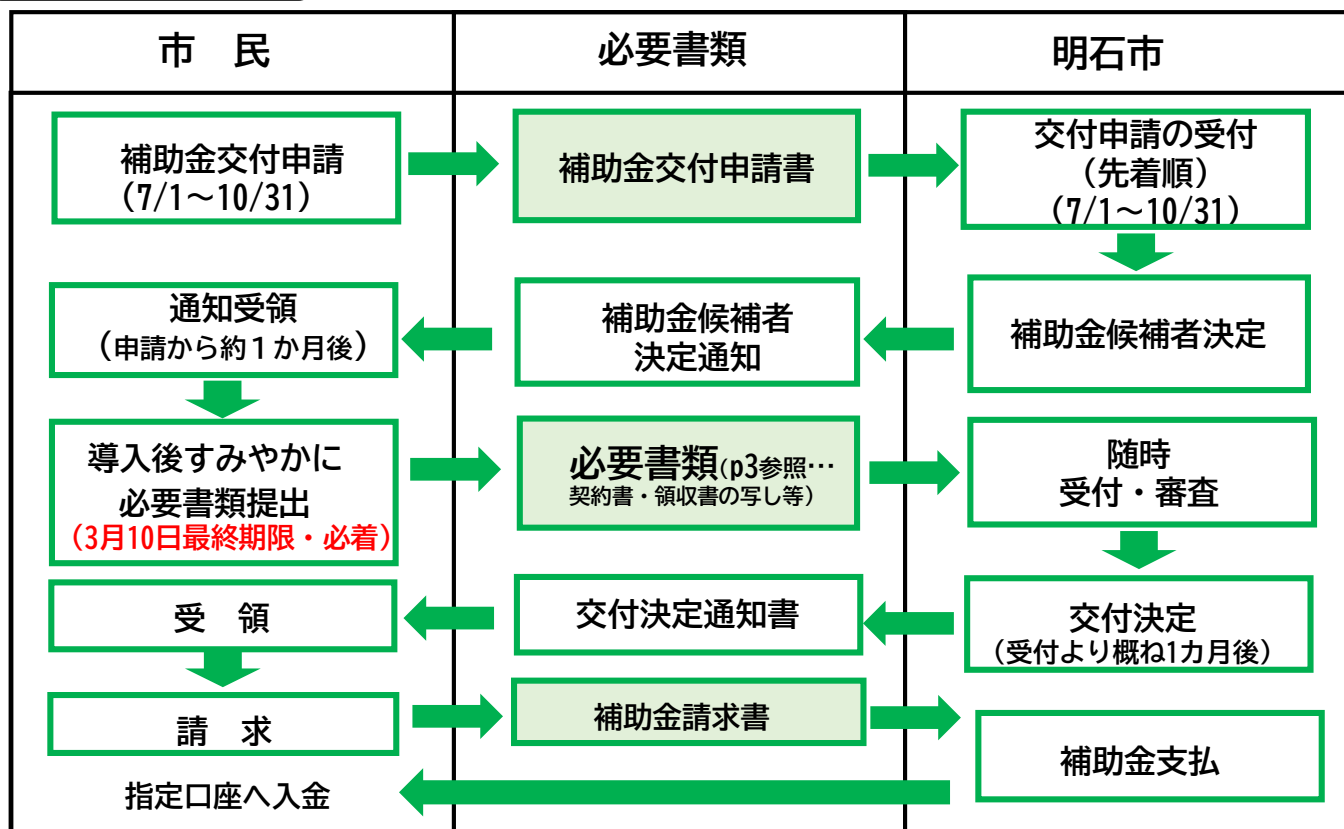
- 今年度(2024年4月1日から2025年3月10日)に、自らが居住する市内の住宅に対象設備を導入した個人、または市内にてZEH住宅を自らが居住のために購入し、年度内に当該住宅の引き渡しを受けた者。ZEH以外は既存住宅が対象。

【対象設備】：未使用品であること

① 家庭用燃料電池 (既存住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) のエネファームの機器登録リストにて公表されているもの。 FCA協会ホームページ エネファームの機器登録リスト参照
② 家庭用蓄電池 (既存住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が今年度実施する補助事業の対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が公表する蓄電システム登録済製品一覧に記載されているもの。 ※『太陽光パネル・蓄電池』の共同購入事業と併用可
③ 太陽光発電システム (既存住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の屋根等へ導入し、低圧配電線と逆流有りで連携しているもの。(全量買取は不可) ※『太陽光パネル・蓄電池』の共同購入事業と併用可
④ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・国がZEH普及促進を目的に実施する補助事業における補助対象として交付およびBELSのZEH認定があるもの。

申請の流れ

…申請者に提出いただきます。



※先着順の申請が予算額を上回る場合、受付終了をホームページでお知らせします。予算到達日のみ抽選を行う場合があります。受付終了後で補助対象外の場合も、申請書類は必要書類等を含め返却しませんのでご了承ください。

交付申請書の提出について

1. 申請情報

- 設置住所、導入設備、建築区分(新築・既存)、申請額 について記載

2. 導入設備情報

- 設備のメーカー名、型式、設置日、容量(※蓄電池の場合)について記載
 ※今後導入される方で、導入機器の型式等が未定の方は、未定と記載ください。
 ただし、2025年3月10日までに要件を満たす機器を導入し、必要書類を提出(3月10日必着)することが補助金交付条件です。

3. 交付申請額の計算

- 燃料電池は定額2万円、太陽光発電システムは定額6万円、ZEHは定額15万円です。蓄電池は容量(kWh)に2万円を乗じた金額で上限8万円です。
 ※ZEH以外で複数導入される方は、**合計金額**を申請額としてください。
 ※申請額が交付額の上限となりますのでご注意ください。

必要書類

※交付申請の際には、提出不要です。

「補助金候補者の決定通知」を受領した方は、既存住宅における対象設備の導入完了後、ZEHの場合は、当該住宅の引き渡し後、速やかに以下の必要書類を提出してください。

以下の書類①・②【③～⑦は該当する場合のみ】を提出してください。
 (★チェックシートもあわせて郵送にてご提出ください。)

- ① 対象設備の設置に係る請負契約書の写し。ZEHは住宅の売買契約書の写し
 ※契約日が2024年3月31日以前の場合、対象設備を2024年4月1日以降に導入したこと、又はZEH住宅を購入したことを証明する書類として保証書等の写しも必要
- ② 対象設備の設置に係る領収書の写し、その他、購入金額を証明する書類
- ③ 対象設備の型式名・製造番号が確認できる書類【ZEH以外の設備】
 ※機器の型式名および製造番号が確認できる写真または保証書の写しなど
- ④ 対象設備の配置図および導入前後のカラー写真【太陽光発電システムのみ】
- ⑤ 電力会社との電力需給契約書類の写し【太陽光発電システムのみ】
 「再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約内容のお知らせ」
- ⑥ 国ZEH補助金の確定通知の写しとBELS評価書(ZEH表記分)及びZEH構成設備の導入状況(1設備以上)がわかるカラー写真【ZEHのみ】
- ⑦ 市外から明石市へ転入、市内転居される場合
転入・転居後の住民票の写し

申請の注意事項

【申請について】

- 機器の種別ごとに1回限りです。エネファームおよび蓄電池の両方を導入される方は、各1台について、申請することができます。ただし、ZEHとの重複申請はできません。
- 対象設備等について、明石市の他の補助金との重複申請はできません。

【対象設備の設置日について】

- メーカーの保証開始日など、機器の設置を証明できる日となります。対象設備が導入された住宅を購入される場合は、その住宅の引き渡し日となります。

【必要書類、補助金請求書について】

- 最終の提出期限は、**2025年3月10日**です。**3月10日**までに支払いおよび引き渡しが完了し、書類提出(必着)が必要です。お早めの設置・提出をお願いします。
- 振込は交付決定および補助金請求後の概ね1カ月後**を予定しています。振込通知はございませんので、通帳記帳等によりご確認ください。

【その他】

- 申請の手続きを代行される方は、**代行者の連絡先等の情報を様式に記載**ください。
- 個人情報保護の観点から、原則として申請者又は手続代行者以外の方への連絡やご説明はできません。申請内容に関する確認を円滑に行うため、適切な方を手続代行者に指定してください。

「よくある質問」など詳細は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

検索 明石市 脱炭素 補助



脱炭素社会の実現に向けて、省エネ製品への買い替えや、地球にやさしいライフスタイルを実践するなどの取り組みを進めていきましょう。



書類提出先・お問合せ

〒673-8686 明石市中崎1-5-1
明石市環境産業局環境室環境創造課

電話：078-918-5786 FAX：078-918-5192

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

【お問合せ時間】

祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の8:55～17:40（12:00～13:00除く）



SDGs未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで